平成27年1月22日

魚沼市議会議長　浅　井　守　雄　様

総務委員会
委員長　星　　吉　寛

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

１　調査事件名　(1)　所管事務調査について
・市税の徴収等について
・魚沼市定員適正化について
・北部振興事務所管内の集会施設の維持等について
(2)　その他

２　調査の経過　１月22日に委員会を開催し、上記案件について調査を行った。
市税の徴収等について、魚沼市定員適正化について及び北部振興事務所管内の集会施設の維持等について執行部より説明を受け、質疑を行った。
その他で、定住自立圏構想について執行部より報告を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

１　調査事件

（１）所管事務調査について

・市税の徴収等について

・魚沼市定員適正化について

・北部振興事務所管内の集会施設の維持等について

（２）その他

２　日　　時　　平成 27 年 1 月 22 日　午後 1 時 30 分

３　場　　所　　広神庁舎　301 会議室

４　出席委員　　大平栄治、高野甲子雄、星吉寛、下村浩延、大屋角政、星野武男、
（浅井守雄議長）

５　欠席委員　　岩井富士夫

６　説 明 員　　小幡総務課長、酒井企画政策課長、佐藤税務課長、青山北部振興事務所長、
桜井総務管理室長

７　書　　記　　小幡議会事務局長、富永副参事

８　経　　過

開　　会　　（13：30）

星委員長　　定足数に達していますので、ただいまから総務委員会を開会します。これより議事に入ります。

（１）所管事務調査について

・市税の徴収等について

星委員長　　日程第 1、市税の徴収等についてを議題とします。資料が提出されていますので執行部に説明を求めます。

佐藤税務課長　　（資料「平成 26 年度市税概要」により説明）

星委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

星野委員　　相続放棄が最近出てきていると思うのですが、これについてはどこかに載っていますか。

佐藤税務課長　　相続放棄すると納税義務者がいなくなるわけなので、そうなると即時に欠損ということで、26ページの１番下、15条の７第５項に該当するということもあります。

星野委員　　最近そのような事例はどんな状況ですか。

佐藤税務課長　　平成 25 年度決算についてはそういった事例はありませんでしたが、即時消滅が４件、300 万 2000 円あったということです。

星野委員　　相続放棄となりますと、私の身近にそういう例があったのですが、雪国ですので特に住宅関係については、１年２年とほったらかしておくと使い物にならないという状況になるわけです。これはここだけの問題ではなくて、国の問題かと思いますが、今後いろいろな会議の中で相続放棄になった場合には速やかに競売なりができるような形にできないでしょうか。場合によっては近くの人が買うということがあり得ると思いますので。

佐藤税務課長　　相続人を探しても見つからなかった場合は、最終的には国庫に帰属するというような書き物があるみたいです。転出した方からの要望として「魚沼市に家も土地もあるのだが、雪の降らない土地に移転したので、魚沼市の皆さん、家も土地もいりませんか」と反対に言われることもありました。税務課としては、何とか相続人を探し出して税金を徴収をしたいというのが本音です。滞納者の所在を調査しているうちに時効を迎えてしまう場合がありますが、その辺は私どもとしても苦慮しているところです。

高野委員　　今の関連で、更地にすると固定資産税が上がるのでそっくり市に寄附した方がいいというような感じになるわけですか。

佐藤税務課長　　現在、住宅用の建物が建っていれば固定資産税は土地の部分は軽減するのですが、建物を取り壊してしまうと税率の軽減がなくなるということです。その後の話については私の方ではお答えできないところです。

高野委員　　雪でもなければ建物もそこにあっても何年かは大丈夫でしょうが、雪で潰れれば何とかしなくてはならないので、その辺を少し考えなくてはならないと思います。

佐藤税務課長　　税金の方ではそのように軽減するとかしないとかになりますし、財産の管理等になりますと私の所管ではないのでお答えできません。

高野委員　　所管が違うということですが、その辺の連係についてはどのようになっているのですか。

佐藤税務課長　　先ほど雪の降らない所に転居した方からの要望という話をさせていただきましたが、そういった場合は財産の管理担当である財政課に話は通してあります。

高野委員　　５ページの収入済額・前年比についてですが、24 年度は 23 年度、25 年度と比べると少し数字の上がり下がりが出てきていますが 24 年度には特別何かあったのですか。

佐藤税務課長　　細かい話はできないのですが、ある大口滞納者がいまして、ずっと滞納で私たちも苦慮していたのですが、所有権が変わり、新しい所有者から過去の滞納金まで全部納めていただきました。それで徴収率が上がったということです。

大屋委員　　平成 26 年度の電話催促ですが、一定の効果があったと説明がありましたが、その詳細がわかったら教えてください。

佐藤税務課長　　市民税については普通徴収から特別徴収に移行促進を行いました。普通徴収分は納期が１月までです。特別徴収分は 12 期となりますので、２月、３月の納付分の件数が先ほど 1000 件くらいから 2000 件くらいに増えたと申しましたが、そうなると分母が

変ってきますので、市民税の徴収率は上がってはいません。ほかの税目については同率から、多いところになると 1.7%くらいに上がっています。滞納分については若干数字が下がっているのですが、国民健康保険税が現年分で１％、滞納繰越分については 0.9%、合計 0.8 パーセント上がっています。市税の方は年度途中ですので、はっきりした数字がまだわかりませんが、顕著に現れているのが国民健康保険税で、今の時点では１％上昇しているということです。

大屋委員　今、途中だということですが、電話で催促する効果というのは 10 ヶ月くらいたっていると思いますが、今後も引き続きやるべきかどうか、いかがですか。

佐藤税務課長　数字的にも効果を現れてきています。公金を投じての徴収ですし、初期投資的な部分もありますので、もうしばらくは続けたいと思っています。

高野委員　徴収の一元化ということで、項目を３つ挙げられましたが、確認させてください。

佐藤税務課長　徴収の一元化ということで平成 24 年度から税務課は、税のほかに介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の徴収を担当しています。福祉課あるいは教育委員会が賦課を行い、徴収を税務課も担当しているということです。電話催促については７月から実施しています。

星委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結します。本件については引き続き調査していくこととし、以上とします。

・魚沼市定員適正化について

星委員長　次に魚沼市定員適正化についてを議題とします。資料の提出がされていますので、執行部より説明を求めます。

小幡総務課長　（資料「魚沼市合併以降の職員変遷等」により説明）

星委員長　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

高野委員　魚沼市がほかの自治体に比べて特徴的なのは地域が広いということと、冬場極めて雪が多いという特殊な地域だと思うのですが、そういう中でほかと数字で比べるのは難しいと思うのですが、行政的には何か不都合な部分は感じていますか。

小幡総務課長　合併当初は庁舎一本化を目指していくというのと、もう１つは保育園の民営化を想定して定員適正化計画が立てられてきていました。そういうことで実際にはそれがいまだにできていないということを考えると、数字的にも少し無理があったのかというふうに思いますし、市の面積の話がありましたが、６庁舎全部使っているということも含めて、どうしても広い面積を見なければならないというのが、職員の数にも影響してくるのだろうと思っています。何か問題ないかと言われましたが、今までと同じサービスをずっとやってきましたので、どうしても現場はアップアップしている状況です。そこにきてなかなか非常勤を代替に入れるということが一般事務の場合はできませんので、そういう中では今後も事務事業の見直しも含めて、職員の適正配置を見極めていかなければならないと考えています。

星野委員　合併以来計画の人数は減ってきていますが、27 年度 545 人が 28 年度では 565 人と 20 名増加の計画になっていますが、この辺の要因はいかがですか。

小幡総務課長　　定員適正化計画の第２次が 27 年度で切れるようになっていまして、見直しをかけて少し増えているという状況です。今まで退職者の３割程度を、新採用で採ってきましたが、カーブを少し緩やかにしなくては年齢的なひずみができるということで、見直しをして若干増えているということです。

星野委員　　言っている意味はわかるのですが、数字の上で見ると結構な数が増えていると思います。例えば、減らさなくて 545 人で横ばいにしていって、数を減らしていくカーブを緩やかにしていくということなら分かるのですが、ここでせっかく減らしてきたのがまた増えるというのはいかがなものかと思います。今後、人口がどんどん減っていく見込みになっていますし、それに合わせてすぐ減らすというわけにはいかないと思いますが、もう少しこの辺は考えるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

小幡総務課長　　既に経営戦略プランの中で立てられた数字ですので、今のところこれは生きているということになります。実質的には 20 人も増えることはないと思います。ただこの表で見ていただいてもわかるように新採用を普段の年よりも少し多めに採っていますので、どうしてもこのような数字になってくるのかなと考えますし、もくろんだときには再任用職員も採用できるのかなということで、計画上はこのようになっています。

桜井総務管理室長　　今、課長が説明したように第１次の計画と、行政プランの第２次といわれるちょうどはざまの年は平成 27 年ということです。資料は前期と１次の計画の最終目標値 545 人でした。下の方の平成 32 年の 524 人というのは昨年出させていただきました第２次適正化計画です。大きく見直しをされているところが、平成 32 年までに今の職員が約 120 人退職になります。これを従来どおりの３割補充ですと、一気に削減が増えてしまう。年齢的な構成のいびつが必ず発生するということで、退職がありますが、採用を平坦性を持っていかないと、ちょっと厳しい定数構造になってしまうので、再度見直した数字がこのようになっています。

星野委員　　医療職の関係も大勢いるわけですが、これについてはこの４月から形態が変るということになると当然この定員適正化計画からは大幅にその職員は減るという考え方でよろしいですか。

小幡総務課長　　そのとおりです。

星野委員　　新たに庁舎の１本化という話が出ていますが、ここに出ている数字というのはまだ庁舎１本化したときの形ではなくて、今のままで行くという定員適正化の数ということでよろしいですか。

小幡総務課長　　前段は１本化に向けてという考え方の方ですし、今言った２次の見直しの中では現状のままというふうに捉えています。

星野委員　　庁舎が１本化になった場合には平成 31 年度なり、32 年度にはこれからかなり数が減ってくるということでよろしいですか。

小幡総務課長　　今のところそこまでの計算はしていないのですが、これから１本化に向けて例えば出先、市民センターはどうするとかという議論の中で、全部残すのか、そうでないのかということで人数が変ってくるのではないかと思っています。

大屋委員　　技能労務職のその他が平成 27 年度は５人となっていますが、主にどのような仕事をする方ですか。

小幡総務課長　　正確ではないのですが、エコプラントの作業員等がここに入っていると思われます。

星委員長　　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑を終結します。本件については引き続き調査をすることとし以上とします。ここでしばらく休憩とします。

休　　憩（14：30）

再　　開（14：40）

星委員長　　休憩を解き会議を再開します。

・北部振興事務所管内の集会施設の維持等について

星委員長　　次に北部振興事務所管内の集会施設の維持等についてを議題とします。きょうは議会報告会で意見のあった高齢化や過疎化のなかでの自治会集会施設の維持等について調査をします。北部振興事務所管内の集会施設の維持等について、執行部に説明を求めます。

青山北部振興事務所長　　（資料「北部振興事務所管内集会施設等一覧」により説明）

高野委員　　備考欄に年度があって処分不可というのはいわゆる補助金の関係ということでよろしいのですか。

青山北部振興事務所長　　そのように認識いただいて結構です。建築年等、何年まで処分不可という部分の年数が違いますのは耐用年数の関係で違っていると理解いただきたいと思います。

大屋委員　　区へ譲渡済みと備考欄にありますが、この中で自治会が法人化し譲渡したところはありますか。

青山北部振興事務所長　　あると思います。いわゆる地縁団体になってから譲渡を受けたということになると手元に資料がありませんので、また後日調べさせていただきたいと思います。

大屋委員　　地縁団体になった場合、仮に償還が終わっていなくても市としては譲渡可能なわけですか。

青山北部振興事務所長　　基本的には補助金の返還の年数が経過して初めて譲渡という形になります。処分の期限が残っているものは地元へは譲渡していません。

高野委員　　備考欄が白紙のところは、処分する計画がないということでいいのですか。

青山北部振興事務所長　　白紙の部分は記入漏れなのかはっきりしませんが、基本的にはまだ市の所有であると私は考えています。

星野委員　　今回問題になりました№30 入広瀬みずほ会館ですが、ここも備考欄が白紙ですが、市の所有で地元が管理されているのではないかと思います。ここも例えば古くなって取り壊すことになった場合は、現在の状況ではどのように考えていますか。

青山北部振興事務所長　　先ほどの補足にもなりますが、記入していないというものの譲渡に

ついては、補助対象は終わっていますが、相手の同意が得られなかったので受けられないという部分で、西名農事集会所の関係はそのように理解いただきたいと思います。入広瀬みずほ会館については、補助金の関係でもできませんし、簡易郵便局なども入っています。そういう複合施設になっているということで、何年まで不可と書いてしまうとその年数を過ぎればいいのかということになってしまいますので、白紙にしてあります。そのようにご理解いただきたいと思います。もし老朽化した場合は当然集会施設としては地元で何もないというわけにはいかないと私どもは今のところ考えています。そのときは宝くじの補助金とか、今、市で持っている集会施設の建設に関する補助金というのも利用して建設という形になろうかと思います。

星野委員　　維持管理費については、複合施設は別にしても、地元が負担しているということでよろしいですか。

青山北部振興事務所長　　基本的に全て地元が負担していただきたいということで、合併後の譲渡を含めて、そういう形で進めてきたのですが、旧入広瀬村と旧守門村の一部、高倉の守門農村環境改善センターの関係、二分経営管理所、福山新田の守門克雪管理センターについては、段階的に減らしてきました。一度、全部最終的にゼロにしましょうという形で進んだのですが、とても管理ができないということで、集落の世帯数の関係もあろうかと思いますが、地元からの要望もあり、管理委託費として出している部分もあります。

星野委員　　特に守門地域については、区に譲渡済みというのが結構あり、無償譲渡されたと思うのですが、譲渡された場合、老朽化して建て直すとか古くなって取り壊しするという場合には、例えば市が取り壊しをするという契約が結んであるのか、あるいはそっくり譲渡したので後は皆さんでやってくださいというのか、その辺はどうですか。

青山北部振興事務所長　　取り壊しについての覚書はありません。地元の方でそういうものも含めてという形になっていると思います。

大屋委員　　議会報告会でも出された問題なのですが、この地域は豪雪地帯で冬は非常に雪が降るが、施設を直さなければならないというときに、一定額以上の修繕などについては助成をしてもらえないかという意見が出ました。今現在はどうなっていますか。何十万円以上になると市が持つとか、そういうのはありますか。

青山北部振興事務所長　　集会施設の修繕等については 50 万円以上のものについては予算の範囲内で２分の１です。上限は、100 万円までです。

酒井企画政策課長　　世帯数で違いがあるので、少なくなれば若干率は高くなるというやり方になります。

青山北部振興事務所長　　今、細かい数字はわかりませんが、小規模集落による補助率計算があり４分の３程度になるというのはあります。

大屋委員　　普通の集落が持っている集会所と同じような考え方でよろしいですか。

青山北部振興事務所長　　譲渡済みの場合でも、そういう形で補助金を出しますし、市で直営のものについては市が受け持っています。

高野委員　　これを見ると鉄筋コンクリート、それから鉄骨づくりというのが備考になくて、特に入広瀬の関係については全体的に数が多いものですから、耐震化とか出てくるのだろうと思いますので、実態を聞かせてください。それと財政的な部分や管理の人材も含めて、

集落で維持管理できず、市もどうしようかということで、特に使い手はいないのに、管理だけしなくてはならないということでこうなっているという気はします。何で備考欄に記載がないか確認させてください。

青山北部振興事務所長　　守門については先ほど申し上げたとおり、地元の同意が得られないということで、まだ受けられないということですし、例えばみずほ会館についてはまだ譲渡不可施設であり直営という形になっていると理解いただきたいと思います。

大平委員　　みずほ会館のことなのですが、横根に行ったときに集落でやって欲しいということを言われて、今までの施設をみんなやると、手間もたくさんかかるし大変だということなのですが、管理のほうは今どうなっているのですか。

青山北部振興事務所長　　みずほ会館については今現在市から管理費として年間５万円を支払っています。そのほかに、簡易郵便が入っていますので、簡易郵便局として電気料金の低圧の部分とかそういうものについては簡易郵便局で支払っているものはあります。

大平委員　　議会報告会のときに、とにかく集落の人数も減っているし、あれだけ大きい施設は大変だから何とかしてもらえないかという話が出たのですが、その話は聞いてますか。

青山北部振興事務所長　　入広瀬みずほ会館のことだったのでしょうか。私は芋鞘バイタリティセンターのことは聞いています。みずほ会館からはそういった要望はきていません。

下村委員　　先ほどの無償譲渡ですが、譲渡した後に、耐久できない家屋を壊さなければならないときはどのようになるのですか。

青山北部振興事務所長　　既に譲渡しているのは北部振興事務所管内では資料に記載のところです。ほかのところでも市内で譲渡しているのがあると思うのですが、基本的には地元での対応という形になります。

下村委員　　地域で壊すということですね。北部振興事務所管内集会施設等一覧の備考欄で空白になっている部分について、入広瀬では民有地を借りているところもあると思うのですが、そういうのもありますか。

青山北部振興事務所長　　借地料を市が支払っているところもあります。

下村委員　　そうすると借地に建っている建物を処分しづらい面もありますか。

青山北部振興事務所長　　もちろん借地ですので、借地料を支払っています。通常の管理を地元にお願いして、ある程度の委託料を払っているという形ですので、今のところ入広瀬の借地があるところについてはそれを譲渡するという形は考えていません。

大屋委員　　入広瀬地区で施設管理について市に要望をしている地域の集落は何という集落で、どの集会場になりますか。

青山北部振興事務所長　　芋鞘バイタリティセンターです。そこは当初建設時の屋根雪は、自然落下だったのですが、雪が落ちるところに県道が走っていて、冬場の除雪に危険が伴うので、融雪に変えました。その融雪の屋根面積が多いことと、この芋鞘バイタリティセンターは体育館と集会所が併設された大きな施設ですので、集落で維持管理ができないという話は聞いていますし、支払っている委託料と区費だけでは賄えないということで、12月に 40 万円を補正しました。その分は芋鞘バイタリティセンターの部分です。私どもに来ている要望についてはそこだけです。

星委員長　　人口減社会を迎えていますので、これからこういう問題はいろいろ出てきます。

本件については引き続き調査をしていくこととし、本日は以上とします。

（２）その他

星委員長　　日程第２、その他を議題とします。執行部から報告事項等ありませんか。

酒井企画政策課長　　定住自立圏構想について報告させていただきたいと思います。（資料「「定住自立圏構想」とは」及び「定住自立圏構想推進要綱」により説明）

星委員長　　この件について質疑はありますか。

下村委員　　南魚沼市と組むということですが、魚沼市は只見線沿線と堀之内のことを考えると、川口と山古志が長岡になっているので、むしろ長岡が近い感じがします。長岡市とも定住自立圏を考えることができると思うのですが、いかがですか。

酒井企画政策課長　　それについては向こうのビジョンの変更等で不可能ではないと思います。ただ今現在を考えると広域連携を含め、病院、消防、これからの広域設備を考えると南魚沼市との協定になると考えています。

下村委員　　中核都市として長岡市は、かなり真剣に魚沼に働きかけているのでそういう意味でも考えていただければと思います。

酒井企画政策課長　　意見として伺わせていただきますが、公共施設や総合病院等も重要なものになりますので今現在はそういうことで考えています。

大屋委員　　６ページの(5)広域的な市町村の合併を経た市に関する特例ですが、この中身について、魚沼市が中心市宣言をできるのかできないのか、教えてください。

酒井企画政策課長　　厳密には計算はしていませんが、できないものと考えています。

大屋委員　　そうするとお金も中心地がいっぱいもらえるし、近隣の市町村はその半分程度で、どうも差別的なんですよ。そういったところも含めて私は疑問に感じますし、第２の合併ではないですが、連携し協定を結びながら、全体として安上がりな行政を進めていくというようにしか聞こえてきません。そういう点では広域的な市町村の合併を経た市に関する特例について本当にできるのかできないのかを研究してもらいたいと思います。

酒井企画政策課長　　お金の部分ということもあるかもしれませんが、広域連携という意味では南魚沼市にフルセット、魚沼市にフルセットは必要ないのではないかという考えが出てきています。例えばごみ処理場の問題とか、そういう施設の関係についても考えるとどちらかでもいいという話になるかと思いますし、そういった意味でこれについてはお金はともかくとして、やっていくべきではないかと考えます。

大屋委員　　私はこの魚沼市を見て合併して10年経ちますけれど、入広瀬、守門とか、そういったところの重要な施設は、合併する前に比べて全部、格が下がったといいますか、市役所がなくなり、今は北部振興事務所になっていますよね。そうして同じ施設はいらないということになり、南魚沼市が中心地になれば魚沼市でやっていたもので協同でできるものは全部南魚沼市に行くという形にならないでしょうか。

酒井企画政策課長　　この考え方からいきますと、中心地にかなり集約するという話にはなると思います。ただ、このことで魚沼市が衰退するとか駄目になるということでは意味がないので、その辺は協定する中で、しっかり話し合っていくことが必要だと思います。

大屋委員　　私は今までの基幹病院の経緯も含めて、魚沼市は弱い立場で南魚沼市は１歩リードしていると思います。そういう点でごみ処理場も含めて、今後いろいろ出てくるかもしれませんが、全部南魚沼市にとられるということには絶対にしないでほしいと思います。

酒井企画政策課長　　そうはならないような話はしていかなければと思っていますし、その辺は協定内容の中でこれからお話させていただきたいと思っています。

星野委員　　１ページの定住自立圏イメージ図に、中心市に行政機能というのがありますが、これを見ると近隣市町村の行政機能がなくなっているような感じになるのですが、そうではなくて行政機能がある中で、今言った病院だとか、消防、ごみ処理場だとか、今までの広域連携という形でやっていくのと同じなのですか。それとも今までの広域連携とは違うのですか。

酒井企画政策課長　　これはイメージ図ですし、合併ではないので当然行政機能は残りますし、市は市で良くしていきたいと思っています。基本的なイメージは今までの広域行政的な話になってくると思います。

星野委員　　病院は確かに南魚沼市に行きましたし、消防、ゴミ、し尿とか最終処分場とかをみんなまかってもらうということであれば、誠に結構な話だと思いますが、そういうわけにはいかないと思います。非常に中心市にメリットがある施策だなと思っていますが、今回の村上市、関川村、粟島村が一緒になってやっていくというのが、定住自立圏でいいのかなと思います。今後もう少し、勉強していかなければならないと思っている中で、今年の６月頃には南魚沼市が宣言したいということなのですが、宣言する場合は当然相手方がないと宣言できないということですよね。

酒井企画政策課長　　５ページの第４、中心市宣言の(2)中心市宣言書に記載する事項には中心市は、中心市宣言書を作成するに当たってはその近隣にある市町村であって、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものとするということで一方的にはないということです。

星委員長　　この問題は総務委員会だけの問題ではなくて議会全体での問題だと思います。ここでしばらく休憩とします。

休　　憩（15：27）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（15：32）

星委員長　　休憩を解き会議を再開します。ほかに質疑等ありませんか。（なし）本件については、今後も慎重に調査していくこととし、以上とします。ほかに意見、協議事項等ありませんか。（なし）これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。それでは、本日の総務委員会はこれで閉会とします。

閉　　会（15：33）